

「今後の児童養護施設に求められるもの 最終報告書」 における一考察

A Consideration of “What Is Required of Children’s Homes in the Future Final Report”

辰 己 隆 *

Abstract

Although four years have passed since the publication of the *New Vision for Alternative Care* in 2017, there is a strong indication that the vision has not been welcomed or accepted by facilities, such as children’s homes, that are operating on the frontline.

With 14 years of experience in working in children’s nursing homes, the author has engaged with a large number of children and seen many move on successfully to the next phase of their education. While the *New Vision for Alternative Care* foregrounds the role of foster parents, concern regarding the future of children’s homes has resurfaced, necessitating a reconsideration of their role.

Therefore, this study reviews the background and present situation of children’s homes before examining the *New Vision for Alternative Care*. It then discusses a report titled “What Is Required of Children’s Homes in the Future Final Report” submitted in November 2019 before considering, researching, and discussing the future of children’s nursing homes in a positive light.

キーワード：今後の児童養護施設に求められるもの、新しい社会的養育ビジョン、本園と分園

はじめに

2021（令和3）年東京オリンピック・パラリンピック開催直前、新型コロナウイルスに関する報道が連日止まないコロナ過の中、福祉新聞に以下の記事があった。

「新資格の議論開始 社保審・養育専門委」

厚生労働省は4月23日、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（委員長＝山縣文治・関西大教授）を開催した。今後、子ども分野の新たな資格などについて議論する。会合で厚労省は、児童養護施設職員が新資格を取得する場合、大学や専門学校などで学ぶことを必須とする案を明らかにした。同委員会が開かれたのは2019年8月以来。会合で厚労省は、子ども分野の新たな資格や児童相談所の一時保護、権利擁護などについて先行して議論する方針を示したとある。

引き続き、同記事によると、「施設の子ども大幅減」として、このほか会合では、厚労省が社会的養護の現状について報告。19年10月時点での児童養護

施設入所者は、2万4564人で、10年前より2割減少していた。同様に乳児院も1割減の2733人だった。一方、19年度末時点の里親などへの委託は7498人と10年で2倍に。ただ同時点での里親委託率は21.5%と前年より1割増にとどまった。

会合では奥山真紀子・日本子ども虐待防止学会理事長が、里親委託率が上がっていない点を問題視し「最近、施設とうまくいかない不調が多い。施設はもっと高機能化を進めるべき」と語った。

これに対し、桑原教修・全国児童養護施設協議会会長は「実態として里親不調も多い」と反論。背景には不十分なアセスメントがあるとして、児相の体制強化を求めた。

横川哲・全国乳児福祉協議会副会長も里親不調の現状に言及し「里親委託率を上げる上で課題は何なのか明確に示す必要がある」と話した。さらにオブザーバー参加の河尻恵・全国児童自立支援施設協議会顧問は、里親委託率は目標値ありきではなく、子どもの最善の利益を前提にすべきだと主張したとある¹。

* Takashi TATSUMI 教育学部 教授（社会福祉学・社会的養護Ⅰ、Ⅱ）

このことは、2017（平成29）年の「新しい社会的養育ビジョン」と深く関係がある。公表から、4年も経過しているにも拘わらず、未だ、現場の児童養護施設等からは、歓迎されず、受け入れられていないビジョンであるをつくづく実感した。

筆者は、この記事を読み、このビジョンでは、里親は推進されるが、児童養護施設はどうなるのかと言う懸念が再浮上し、今回、再考することにした。

本稿は、児童養護施設の概要と現況について概説し、次に「新しい社会的養育ビジョン」について、これまでを整理し、そして、2021（令和3）年6月に提出された「今後の児童養護施設に求められるもの 最終報告書」について、その意義と内容について述べ、児童養護施設の今後について、如何にあるべきかの問いに対して、肯定的に考察し、研究・論述していきたい。

1 児童養護施設の概要と現況

（1）児童養護施設の概要

児童養護施設は、児童福祉法第41条に「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む）、虐待されている児童、その他の環境上の養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」と位置づけられている。

2018（平成30）年の児童養護施設入所児童等調査結果を見てみると、養護問題発生理由の主なもの、「父または母の虐待・酷使」22.5%（前回調査は2013（平成25）年に実施18.1%）、「父または母の放任・怠だ」17.0%（前回14.7%）となっており、一般的に「虐待」とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、45.2%（前回37.9%）となっている²。

さらに、児童の被虐待経験の有無、虐待の種類では、「虐待経験あり」の割合は、児童養護施設で65.6%（前回調査は2013（平成25）年に実施59.5%）となっており、虐待経験の種類（複数回答）では、身体的虐待41.1%、性的虐待4.5%、ネグレクト63.0%、心理的虐待26.8%、虐待経験なし30.1%となっている³。

つまり、児童養護施設における養護問題発生の理由について、かつて父母の死亡、行方不明、離婚に

よるものが多く占めていたが、それらは、減少し、現在では、「児童虐待」に関係する父母の虐待・酷使、放任・怠惰、父母の性格異常・精神障害によるものが多くなってきている。

また、児童の被虐待経験有りの増加も顕著である。このことから、児童養護施設は、従来の家庭代替機能から家庭支援機能を求められる児童福祉施設へと移行しつつあると言える。

次に、近年においての特徴は、「児童虐待」に繋がる養育拒否や、バブル崩壊後の経済情勢不安定、不況等による貧困を要因とした借金等による破産が深刻化しており、入所に際し、保護者は、勿論のこと、児童自身にも何らかの問題を抱えている養護問題が顕在化してきている。

例えば、同調査の児童の心身の状況を見てみると、児童養護施設では、総数27,026人に対して9,914人であり、「該当あり」の割合が、36.7%となっている。入所児童現員の3分の1以上の割合である。

内訳として、発達障害、知的障害、身体障害等が重複で回答されている。このように、心身に何らかの障害等がある児童が多くの割合で児童養護施設に入所していることが顕著である⁴。

（2）児童養護施設の現況

従来、児童養護施設は、その集団の特性から大規模施設でのケアが主流であったが、近年、「児童虐待」等による入所が増加し、家庭的な環境での児童と職員の個別的な関係が重視され、少人数のグループケアが必要とされている。

この様に、児童養護施設は、「児童虐待」の増加に伴う、家庭調整の対応、心理的治療などの支援の複雑さ、養護ケアの小規模化による家庭的環境での個別援助の必要性が求められている現況がある。

将来的には、社会的養護児童の委託割合を乳児院、児童養護施設に3分の1、地域小規模児童養護施設等に3分の1、里親やファミリーホームに3分の1と想定されていた。

しかし、2016（平成28）年の改正児童福祉法における理念で「家庭的な環境での養育が重視」とされた。そして、この理念を具現化する為、唐突に、2017（平成29）年「新しい社会的養育ビジョン」が公表された。

このビジョンにより、代替養育は家庭での養育を

原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合は、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整えるべきとされた。

つまり、児童養護施設の小規模化・地域分散化である家庭的養護の推進である。

筆者は、児童養護施設の小規模化・地域分散化である家庭的養護を推進するには、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設のみでの実施運営では限界があり、それに関わる本体施設の多様な支援機能の拡充が必要とされると言及する。

基本的に、本体施設による充実した支援体制づくりこそが、児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進に繋がり、基礎になるのではないかと考える。

順番として先ずは、本体施設の充実であるところで言及したい。そうすれば、この様なコロナ禍でも、運営的、機能的に少し余裕を持って子どもたちに対応できるのではないかと。

更に言及ぶと、今回の様なコロナ禍における児童養護施設については、誰も想定しておらず、一般家庭でも対応が大変なときである。早急に、現状を把握、分析して、「新しい社会的養育ビジョン」の見直しを視野に入れる必要もあるのではないかと。

児童養護施設は、2020（令和2）年3月末日現在、児童養護施設数612か所、入所定員31,494人、現員24,539人、職員総数19,239人となっている⁵。

2 「新しい社会的養育ビジョン」について

（1）改正児童福祉法の具現化

児童福祉法は、2016（平成28）年に改正され、主な改正ポイントとして、理念の明確化が、以下に挙げられた。

・児童福祉法第1条 児童福祉の理念

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とし、児童の権利条約の精神が明確に謳われた。

また、同法2条で「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野にお

いて、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」とし、同じく児童の権利条約で重要なキーワードである児童の最善の利益が謳われており、児童の権利が重要視された。

さらに、第3条では、第1条「適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利」と第2条「児童の最善の利益」の2つを児童の福祉を保障するための原理とし、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならないとされた。

具体的には、児童が適切な養育を受け、成長、発達、自立などを保障される権利を有していることや、児童を中心に位置付けて、国民、保護者、国、地方公共団体は、それを支えるという構造でその福祉が保障されることを明らかにしている。また、社会的養護を必要とする児童の約9割が児童養護施設などの施設へ措置されている現状から、里親やファミリーホーム（小規模住居型養育事業）など、より家庭に近い養育環境への推進を図るため、これらについて国、地方公共団体（都道府県道、市町村）にその責務があることが明記された。

つまり、改正児童福祉法の理念・原理を具体化し、且つ具現化する必要が生じた背景があり、早急に、新しい「社会的養育ビジョン」が作成されたと理解した。

（2）「新しい社会的養育ビジョン」の経緯とポイント

新しい社会的養育ビジョン（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成29年8月2日とりまとめ公表⁶）によると、

経緯

2016（平成28）年の改正児童福祉法により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会（※）で2017（平成29）年「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長、現日本子ども虐待防止学会理事長⁷）

ポイント

- ① 市区町村を中心とした支援体制の構築。
- ② 児童相談所の機能強化と一時保護改革。
- ③ 代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化。
- ④ 永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底。
- ⑤ 代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

〈工程で示された目標年限の例〉

- ・特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
 - ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
 - ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
 - ・概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図るとされた。
- また、子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革として
- ・全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に、小規模化（最大6人）、地域分散化、常時2人以上の職員配置を実現する。
 - ・高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は更に小規模（最大4人）となる職員配置を行う。
 - ・豊富な体験による子どもの養育の専門性を基に、

地域支援事業やフォスタリング機関事業等を行う多様化を、乳児院から始め、児童養護施設・児童心理治療施設、児童自立支援施設でも行うとある。

そもそも、2012（平成24）年11月30日付国通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について⁸」で、2015（平成27年）度を始期として15年間で、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標を達成していくことを目指し、都道府県は施設に要請して「家庭的養護推進計画」を策定させると共に、2029年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、施設と調整を行い「都道府県推進計画」を策定している最中での公表であった。

筆者は、社会的養護における施設・里親両者共に、戸惑いを名状し難かったのは、このことが前述した通り、未だに、引きずっているのではないかと考察した。

3 「今後の児童養護施設に求められるものの最終報告書」について

（1）全国児童養護施設協議会の取り組み

全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会2019（令和元）年11月「今後の児童養護施設に求められるもの 第1次報告書」が、公表され、2021（令和3）年6月「今後の児童養護施設に求められるもの 最終報告書」が公表された。その後の冒頭で、全国児童養護施設協議会会長 桑原教修は、以下の通り述べている⁹。

2016（平成28）年の改正児童福祉法を受けて翌年取りまとめられた、有識者による「新しい社会的養育ビジョン」（以下、ビジョン）を進めるため、国は各都道府県に対し、2019（令和元）年度内に社会的養育推進計画を策定することを義務付けた。ビジョンでは、養育単位の全てを地域に出すことや、入所児童の年齢を制限すること、施設における養育期間を限定することなど数値目標を掲げ、戦後70年余かけて積み上げてきた児童養護施設の実践と歩みを、向こう10年間で大きく改革するように求めたため、この間、本会は「ビジョンからは子どもの育ちゆく姿が描けない」として、行き場を失う子どもたちを生まないように、子どもたちの様々な受け皿・生活の場を選択肢として用意する必要があること等

を主張してきた。

こうした諸々の背景から、本会は2019（令和元）年に「児童養護施設のあり方に関する特別委員会」を立ち上げ、児童養護施設がこれからも子どもたちの最善の利益を守り続けていくために求められるあり方を整理すべく検討を進め、2019（令和元）年11月に第一次報告書を取りまとめた。

その後、各都道府県協議員を対象に「令和2年度児童養護施設の役割・機能に関する調査」を実施し、第一次報告書において提案した今後の児童養護施設のあり方にかかる各機能の取り組み状況や取り組み上での課題等について把握し、各都道府県協議員の皆様の具体的な取り組みやご意見をふまえ、この度、本最終報告書を取りまとめた。

本最終報告書が、各児童養護施設におけるそれぞれの地域ニーズや実情を踏まえた多様な養育の展開の後押しとなることを期待するとしている。

2017（平成29）年「新しい社会的養育ビジョン」が公表されたことに対して、桑原教修を会長とする全国児童養護施設協議会は、児童養護施設のあり方に関する特別委員会を設けて、2019（令和元）年11月に第一次報告書を取りまとめ、その後、「令和2年度児童養護施設の役割・機能に関する調査」を実施し、児童養護施設のあり方について調査によるエビデンスを示した。それらを踏襲して、さらに、各機能の取り組み状況や取り組み上での課題等について整理し、2021（令和3）年6月「今後の児童養護施設に求められるもの 最終報告書」を公表した。

戦後70年余かけて積み上げてきた児童養護施設の実践と歩みを、向こう10年間で大きく改革するように求めてきたことに対して、全国児童養護施設協議会は、正々堂々と真正面から異議を唱えて調査し、明確な方向性を公表したと理解した。このことは、今後の児童養護施設のあり方について、前進思考の強い、肯定的な意義がある。

（2）基本となる考え方と3つの機能

総論において、基本となる考え方については、以下の通りである。

・高機能化とは、

児童養護施設が持つべき専門的な機能のそれぞれの質を向上させていく「分化」の方向と、その専門分化した機能を有機的に結合させていくための「統合」という双方向から、施設の質の向上を推進して

いこうとする考え方である。

こうした「分化-統合」の考え方は、すでに『養護施設の将来展望』（1991年、厚生省児童家庭局育成課課長弓掛正倫）の中で描かれ、「施設機能強化推進」という名目で施設と地域との交流促進、社会的自立促進のためのランチ開設（「自活訓練ホーム事業」）といった流れとして積み上げられてきた。

・多機能化とは、

高機能化を図るために整理され強化された様々な機能を、地域のニーズへの支援に活用し、地域支援の新たな機能として付設していくのが「多機能化」の展開である。多機能化は施設養護だけでなく、より大きな社会的養育の枠組みの中で強く求められている。

・地域分散化とは、

高機能化と多機能化が十分に図られていく先に、さらに広範な地域に施設機能を展開する可能性が見えてくる。この展開が地域分散化への道程と考える。形態が優先し、やみくもに地域に小規模養育の場を設置することは、養育の孤立や抱えこみなどのリスクを高め、養育を行き詰まらせ、不適切な養育へとつながる危険さえ生む。これは本末転倒であり、決してあってはならないことであるとしている¹⁰。

さらに、児童養護施設の柱となる3つの機能については、①個別的養育機能 ②支援拠点機能 ③地域支援機能（地域の要保護児童等とその家族のニーズに応じた支援機能）としている。

児童養護施設が大切に育ててきた子どもと大人（養育者）の日々のいとなみたる「個別的養育機能」を、今後さらに充実強化するために、その基盤となって支えるのが「支援拠点機能」である。

そして、支援拠点機能と個別的養育機能を地域の要保護・要支援児童等の支援に活用していく機能が「地域支援機能」であるとし、個別的養育機能と地域支援機能は、重なり合った関係にある。これは地域支援から入所後の個別的養育へ、さらには退所後の地域支援へという連続性を意味するものであり、個別的養育機能の地域支援への活用など、1つの機能の双方活用を意味しているとの確に方向性を打ち出している¹¹。

つまり、全国児童養護施設協議会は、先述した「新しい社会的養育ビジョン」の改革項目の1つである代替養育における「家庭と同様の養育環境」を

原則に、家庭養育が困難な子どもに対し、今後の児童養護施設のあり方について、これまでの社会的養護に関する実績を十分に踏襲し、加えて、児童養護施設の高機能化及び多機能化を前提とした設定を目指す、明確に論を張っている。

4 本園と分園の役割について

(1) 児童養護施設の本園・分園機能について

筆者が、特に、注目しているのは、児童養護施設の小規模養育についてである。

これについても、この最終報告書によると、児童養護施設の本園・分園別機能として、本園は支援拠点機能、個別的養育機能、地域支援機能の全ての機能を備えている。本園の役割は、分園における個別的養育を支え、分園で暮らすことが困難な子どもには、より専門的な個別的養育を行い、分園と連携しながら、地域の要保護・要支援児童等とその家族に対しても必要な支援を行うことであると明確に述べている¹²。

つまり、本園に力量がなければ、このような支援は、分園には、不可能である。

図表1によると、

- ・児童養護施設は、小規模養育の展開では本園と、本園から離れて養育を行なう分園とに分かれる。本園と分園が担う機能を図表1に示す。分園では複数の小規模のホームが、本園のもつ支援拠点機能に支えられながら個別的養育機能を展開することになる。
- ・本園にも個別的養育機能を展開する小規模ユニットを設置し、分園では養育が難しい子どもに対して生活の場を提供する。ここでは、平均的な家庭的環境を踏まえつつ、それまでの家庭環境や地域とのつながり、生活感覚や嗜好、心身の課題などを踏まえて、子どもが無理なく安心して暮らせるよう、多様な生活形態が用意される必要がある。
- ・本園は支援拠点機能、個別的養育機能、地域支援機能の全ての機能を備えている。本園の役割は、分園における個別的養育を支え、分園で暮らすことが困難な子どもには、より専門的な個別的養育を行い、分園と連携しながら、地域の要保護・要支援児童等とその家族に対しても必要な支援を行うことである。

図表1 児童養護施設の本園・分園機能¹³



- ・社会的養護を必要とする子どもの養育と家族支援は、分園単独の個別的養育のみで成せるものではなく、分園の取り組みを支える複数の必要な機能を重層的、総合的に統合し、これをまさに機能させることで成り立つ。
- ・この構造をうまく活用することにより、地域で暮らす要保護・要支援児童等の支援にも、児童養護施設が重要な役割を担うことが可能となる。このことは、児童養護施設が日本の社会的養育全体のニーズに添えていくことを意味し、児童養護施設が今後社会で担う役割について、非常に重要な方向性を示すものとなるとしている¹⁴。
やはり、本園の運営面、機能面の充実が、欠かせないものとなっている。

(2) まずは、本園の充実

予てより、筆者は、児童養護施設には、要養護児童の養育保護について、長年培ってきた実践と実績がある。

まずは、児童養護施設の本園である本体施設の整備・職員配置の充実、そこを安定させてから、家庭的養護である小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備・職員配置の充実、そして家庭養護である里親への推進、フォスタリング機関の強化をするべきではないだろうか、これまで幾度も言及してきた。

そのことにより、家庭的養護である小規模グループケアや地域小規模児童養護施設、また、里親等による家庭養護で生活している子どもたちへの対応が困難になった時に、本体施設の高度化された支援機能が発揮できるのではないかと考えている。

だからこそ、このコロナ禍においては、順番として、まずは本園である本体施設の充実が、児童養護施設における今後のあり方の推進に繋がるのではないかと改めて提言したい。

おわりに

はじめにで、2021（令和3）年6月に提出された「今後の児童養護施設に求められるもの 最終報告書」について、その意義と内容について述べ、児童養護施設の今後について、肯定的に考察し、研究・論述していきたいとした。

本稿では、第1章総論について、主に述べたが、第2章各論においては、先述した3つの機能につい

て、具体的に理論、体系化している。加えて「令和2年度児童養護施設の役割・機能に関する調査」の結果も、折りに触れ詳細に付加している。

例えば、小規模養育における子どもと職員については、小規模養育における子どもの人数は、できるだけ少数とするべきである。

また、子どもたちの多様なニーズに添え、質の高い個別的養育を行うためには、職員は常時複数名配置されることが必須である。また本園のユニットには、特別に配慮が必要な子どもが利用することになり、職員体制はより強化される必要がある。アタッチメント（アタッチメント（愛着））の形成からやり直す必要がある子どもも多く、そのためには子ども一人に対して職員一人の人員配置が必要であるとしている¹⁵。全くの同意見で、理解しやすい。

また、おわりにで、児童養護施設のあり方に関する特別委員会委員長 増沢 高は、子どもの多様なニーズに添えるためには、本園が担う支援拠点機能と個別的養育が一体となった養育の多様化が必要であり、地域の多様なニーズに応じるためには施設機能の多様化が必要である。この両者が総合されることで、支援を必要とするより多くの子どもに、より質の高い養育と支援が提供されることになる。このことが児童養護施設を目指す高機能化であり多機能化の方向である。

社会から、そして地域から児童養護施設がその必要性を認められ、活用され、確かな実践を通して信頼され、地域になくはならない施設としてこれからも発展していくことを願うとしている¹⁶。児童養護施設の意欲的な姿勢を窺い知ることができた。

この報告書は、第1章総論、第2章各論の構成であり、約60頁による力作であり労作である。そして、何よりも現場である児童養護施設の職員には、非常に具体的で、理解しやすい報告書であり、指針となっている。

筆者は、児童養護施設の前職員として、この「今後の児童養護施設に求められるもの 最終報告書」について、これからも、検討し、熟思しながら、児童養護施設の今後について、肯定的に関わり、考察し、研究・論述を続けていきたい。

註

引用・参考文献

- 1、毎日新聞社 2021「毎日新聞 2021年5月3日」毎日新聞社 参照
- 2、厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 2020「児童養護施設入所児童等調査の概要（平成30年2月1日現在）」厚生労働省 p.12参照
- 3、厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 2020「前掲書」厚生労働省 p.13参照
- 4、厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 2020「前掲書」厚生労働省 p.7参照
- 5、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 2021「社会的養育の推進に向けて」厚生労働省 p.2参照
- 6、新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017「新しい社会的養育ビジョン」要約編 参照
- 7、筆者による奥山真紀子さんの現肩書を本稿に関係するので追記した。
- 8、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 2012「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養育の推進について」参照
- 9、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会2021「今後の児童養護施設に求められるもの 最終報告書」全国児童養護施設協議会 はじめに 引用
- 10、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会2021「前掲書」全国児童養護施設協議会 pp.1-2 参照
- 11、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会2021「前掲書」全国児童養護施設協議会 pp.2-3 参照
- 12、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会2021「前掲書」全国児童養護施設協議会 p.10 引用
- 13、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会2021「前掲書」全国児童養護施設協議会 p.10 引用
- 14、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会2021「前掲書」全国児童養護施設協議会 pp.10-11 引用
- 15、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会2021「前掲書」全国児童養護施設協議会 p.30 引用
- 16、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会2021「前掲書」全国児童養護施設協議会 p.56 引用

参考文献

- 1、毎日新聞社 2021「毎日新聞 2021年5月3日」毎日新聞社
- 2、厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 2020「児童養護施設入所児童等調査の概要（平成30年2月1日現在）」厚生労働省
- 3、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 2021「社会的養育の推進に向けて」厚生労働省
- 4、新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017「新しい社会的養育ビジョン」要約編
- 5、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 2012「児童

養護施設等の小規模化及び家庭的養育の推進について」

- 6、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会 2021「今後の児童養護施設に求められるもの 最終報告書」全国児童養護施設協議会
- 7、全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会 2019「今後の児童養護施設に求められるもの 第1次報告書」全国児童養護施設協議会
- 8、大竹智、山田利子編集 2020『保育と社会的養育Ⅰ』みらい
- 9、小川恭子、坂本健編著 2020『実践に活かす社会的養育Ⅰ』ミネルヴァ書房
- 10、辰己隆・岡本眞幸編 2020『保育士をめざす人の社会的養育Ⅱ』みらい
- 11、辰己隆・波田埜英治編 2020『保育士をめざす人の社会的養育Ⅰ』みらい
- 12、波田埜英治・辰己隆編 2019『保育士をめざす人の子ども家庭福祉』みらい
- 13、北川清一 2020『ソーシャルワーカーのための養育原理—小規模化・家庭養育をどう捉えるか—』ミネルヴァ書房
- 14、辰己隆 2018「新しい社会的養育ビジョンにおける一考察—児童養護施設の元職員として—」関西学院大学教育学会教育学論究第10号所収
- 15、辰己隆 2020「社会的養育における施設養育の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化について—児童養護施設を中心として—」関西学院大学教育学会教育学論究第12号所収